

別添2

国自整第335号の2

平成29年2月15日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について

今般、大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造に絡み L ジョイントをインターネットで販売した被疑者（運送事業者に勤務する運転者）が、落札者の道路運送車両法（不正改造）違反と道路交通法（速度超過、速度抑制装置整備不良車運転）違反を幫助したとして、逮捕される事案が発生しました。また、落札者のトラック運転者3名も事件送致されています。

Lジョイントの装着やパルス整合器の調整は、タイヤサイズ又は動力伝達装置の減速比の変更がなされた場合に限り、速度計の指示を適切に補正するため、自動車製作者が定めた作業要領等に基づき、速度抑制装置の機能を損なわないよう、細心の注意を払って行うべきものであります。

Lジョイントの不適切な装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の不正改造等を行った者等については、整備事業者の場合には道路運送車両法に基づき、行政処分を行うことはもとより、道路運送車両法第99条の2（不正改造等の禁止）の違反について厳正な対処を行うこととなります。

については、貴会傘下会員に対し、使用者や運転者からの依頼であっても不適切なLジョイントの装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の機能を損なう改変を行うことのないよう、周知徹底をお願いします。